

熊本市上下水道局工事競争入札参加者の資格及び指名基準

(趣旨)

第1条 この基準は、熊本市上下水道局（以下「局」という。）が発注する水道施設工事のうち、他工事（下水道、電気、ガス、電話、道路又は河川等の工事をいう。）に起因するもので、工事着工までに十分な期間が得られない等の理由により、通常指名競争入札に付すことが困難であって、原則として設計金額が1000万円未満の工事に係る指名競争入札に参加させようとする場合における基準について、必要な事項を定めるものとする。

(指名競争入札参加資格)

第2条 指名競争入札に参加させようとする者は、熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（以下「資格審査規則」という。）第3条に規定する競争入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査規則第10条に規定する有資格業者名簿（水道施設工事に限る。）に登載されている者であって、次の各号のいずれにも該当している者とする。

- (1) 熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者
- (2) 局が5年以内に発注した配水管布設工事等において、元請として配管工事を自社施工した実績があること、又は、当年度の熊本市管工事協同組合精算払工事協力店であること。

(指名方法等)

第3条 指名競争入札の指名方法等は、前条の指名競争入札参加資格を有する者で、局の工事等指名競争入札参加者等選定に関する基準によるほか、別表第1に掲げるものを基準に行うものとする。

2 別表第1の区分に対応する発注条件は別表第2のとおりとする。

(その他)

第4条 本基準に定めのない事項については、熊本市上下水道局工事等競争入札参加者選定等審査会で審議し管理者の決裁を受けるものとする。

附 則

この基準は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月23日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	A	B
土木施工管理技士	2名以上（うち1名1級）	
配水管工	2名以上	1名以上
給水装置工事主任技術者	2名以上	1名以上
市有資格者名簿	A	B以上

（注） 配水管工：日本水道協会講習会修了者

※土木施工管理技士、配水管工、給水装置工事主任技術者は、兼ねることができる。

別表第2（第3条関係）

区 分	A	B
発注標準額	600万円以上 1,000万円未満	600万円未満
取扱口径	無制限	φ200 耗以下

※ただし、区分Aのうち取扱口径がφ400 耗以上の場合は、配水管工（大口径登録）の資格を1名以上有するものに限る。